

2026年3月10日

No. JTPC_002

A&S ニュースレター「時事トピック」シリーズ 第2回

日本版包装前面栄養表示ガイドラインの概要について

執筆者：弁護士 長内陸

消費者庁は、令和5年度に「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」、令和6年度から令和7年度にかけて「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」を設置し、消費者の健康の維持・増進に資する食環境づくりの推進を目的として、「日本版包装前面栄養表示ガイドライン」（以下「本ガイドライン」という。）の策定を進め、令和8年2月26日に本ガイドラインを公表しました。

日本版包装前面栄養表示（以下「FOPNL¹」という。）とは、食品の容器包装の裏面にある栄養成分表示とは別に、前面等の消費者が見つけやすい箇所に、消費者庁が示す様式を用いて栄養成分等を表示する取組みをいいます。本記事では、本ガイドラインの概要と食品関連事業者が押さえるべき実務上の留意点を、策定の経緯もみつつ、法的側面も含めて解説いたします。

FOPNLの導入は、製品開発における企業努力を客観的な指標で可視化し、消費者の適切な食品選択を後押しする環境整備に寄与するものとして期待されます。本記事が、貴社の製品戦略や表示実務の検討の一助となれば幸いです。

1. 背景と経緯

食品表示法（平成25年法律第70号）第3条第1項は、基本理念として消費者の安全と自主的かつ合理的な選択の機会の確保を掲げています。これに基づき、容器包装のされる一般用加工食品に

¹ 「Front of Pack Nutrition Labelling」の略称です。

は「栄養成分表示」が義務づけられてきましたが（食品表示基準第3条第1項）、消費者庁の調査では、これを普段の食生活で活用している消費者は限定的である現状が明らかとなっていました²。

こうした中、厚生労働省が主導する「健康日本21（第三次）」（2023年公表）³では「健康的で持続可能な食環境づくり」の推進が明記され、健康に関心の薄い者を含む幅広い対象に向けた健康づくりに向けた環境整備が進められようとしています⁴。また、国際的にもWHO（2019年公表）及びコーデックス委員会（2021年11月採択）が包装前面栄養表示ガイドラインを公表しており⁵、栄養表示は健康・栄養政策に沿ったものであるべきであること、各国政府が推奨する包装前面栄養表示の様式は原則一つに定めるべきとされています。

これらの国内外の動向を踏まえ、消費者庁は「分かりやすい栄養成分表示の取組に関する検討会」、「日本版包装前面栄養表示に関する検討会」を設置し、本ガイドラインの策定を進めてきました。

なお、本ガイドラインはあくまで法令上の義務を課さないものであり⁶、食品表示基準に基づく義務表示や任意表示⁷に位置づけられるものではありません。このため、本ガイドラインに基づいて表示を行わない場合であっても、行政処分（食品表示法6条）等の対象にはなりません。

² 令和4年度食品表示に関する消費者意向調査によれば、栄養成分表示の認知度は約7割である一方、それを普段の食生活で参考にしていない消費者は認知者の約4割にとどまります（消費者庁「令和4年度食品表示に関する消費者意向調査報告書」（2023年））

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/information/research/2022/assets/food_labeling_cms201_230810_01.pdf

³ 厚生労働省「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」（2023年）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001102474.pdf>

⁴ 厚生労働省「健康日本21（第三次）推進のための説明資料」（2023年）

<https://www.mhlw.go.jp/content/001426890.pdf#page=16>

⁵ Guiding principles and framework manual for front-of-pack labelling for promoting healthy diet
https://cdn.who.int/media/docs/default-source/healthy-diet/guidingprinciples-labelling-promoting-healthydiet.pdf?sfvrsn=65e3a8c1_7&download=true

⁶ 消費者庁食品表示課「日本版包装前面栄養表示ガイドライン（案）に関する御意見の概要及び御意見に対する考え方」31頁。

<https://public-comment.e-gov.go.jp/pcm/download?seqNo=0000307494>

⁷ 日本の食品表示法における「任意表示」とは、食品表示基準の義務表示には該当しないものの、食品関連事業者等が任意に表示をする場合には、食品表示基準に従った表示が求められる事項をいいます（食品表示基準7条）。

2. ガイドラインの概要

本ガイドラインは、食品関連事業者等が一般用加工食品に FOPNL を導入する際の一般的な取扱いや望ましい在り方を示すものです。本ガイドラインを参考とした FOPNL の取組みを通じて、更なる栄養成分表示の利活用につながるとともに、消費者自身が 1 日に必要な栄養成分等の量の目安を把握できるようになることにより、消費者の健康の維持・増進に資することが期待されます。

(1) 法的位置づけと表示項目

ア. 本ガイドラインの法的位置づけ

パブリック・コメントでは「任意のガイドラインであることの明記」を求める意見が多く寄せられ⁸、検討会⁹においても議論となりました。最終的には、本ガイドライン上に「食品表示基準に位置づけられない任意のガイドライン」と明記されています¹⁰。

しかし、法令上の義務を伴うものでなくとも、容器包装の裏面記載の義務表示事項の内容（栄養成分表示等、食品表示基準第 3 条・第 4 条）と矛盾する内容の表示は禁止されています（食品表示基準第 9 条第 1 項第 2 号）。例えば、FOPNL の数値が裏面記載の栄養成分表示と整合しない場合、食品表示基準第 9 条第 1 項第 2 号に反し、行政処分（食品表示法第 6 条）等の対象になる場合があります。

イ. 表示対象成分（5 項目）

FOPNL の対象は、食品表示基準における義務表示項目である「熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウム（食塩相当量）」の 5 項目とされています。仮に「カロリーとたんぱく質だけを表示したい」という要望があっても、本ガイドラインに準拠する以上、5 項目すべてをセットで表示することが求められます¹¹。特定成分のみの強調は、消費者に栄養強調表示（食品表示基準第 7 条）と誤認させるリスク¹²があるため、留意が必要です。

⁸ 消費者庁食品表示課・前掲注 6) 2 頁等。

⁹ 消費者庁食品表示課「令和 7 年度第 2 回日本版包装前面表示に関する検討会議事録」7 頁。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/assets/food_labeling_cms206_260109_11.pdf

¹⁰ 消費者庁食品表示課「日本版包装前面栄養表示ガイドライン」（2026 年 2 月）2 頁。

¹¹ 消費者庁食品表示課「＜参考情報＞日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A」問 5。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/nutrient_declaration/contents_001/assets/food_labeling_cms206_260_219_12.pdf

¹² 消費者庁食品表示課・前掲注 11) 問 6。

(2) 様式（フォーマット）と文言¹³

消費者庁が示す FOPNL の統一様式（図 1 参照）は下記の通りです。

1食分(1袋)当たり				
エネルギー	たんぱく質	脂質	炭水化物	食塩相当量
301kcal	11.3g	16.3g	27.9g	1.9g
14%	13%	23%	9%	27%

%は1日の摂取目安に対する割合

図1. 消費者庁が示す日本版包装前面栄養表示に用いる様式

表 1：決定された様式の主な特徴

要素	特徴と留意点
全体の枠組	パッケージ上の他の表示と明確に区別するため、 枠囲み 等の工夫を行います。
配色	単色 （白黒などのモノトーン可 ¹⁴ ）とし、背景色と対照的な色を用いることで視認性を確保します ¹⁵ 。
食塩相当量	食塩相当量の枠のみ 二重線 で囲みます ¹⁶ 。
その他の記載	枠外上段に「1食分（〇〇）当たり」、枠外下段に「%は1日の摂取目安に対する割合」と記載します ¹⁷ 。

(3) 適用範囲（対象食品と単位）

本ガイドラインは、容器包装に入れられた一般用加工食品のうち、食品単位として「1食分の量」が適切に設定できるものを対象としています。

本制度は日本人の食事摂取基準（2025年版）の18歳以上の成人の推奨摂取量を基にした栄養素等表示基準を用いるため、例えば、18歳未満の子ども向けに製品設計されている食品に導入する場合には注意が必要です。また、コーデックス委員会ガイドラインとの整合性の観点から、健康増

¹³ 消費者庁食品表示課・前掲注 10) 4 頁以下。

¹⁴ 消費者庁食品表示課「日本版包装前面栄養表示に関するこれまでの検討状況について」8 頁。

https://www.caa.go.jp/policies/policy/food_labeling/meeting_materials/assets/food_labeling_cms206_250728_12.pdf

¹⁵ 消費者庁食品表示課・前掲注 10) 6 頁。

¹⁶ パブリック・コメントでは「特定の栄養素を悪者扱いすべきではない」「他の項目と同じ様式にすべき」との反対意見も寄せられましたが、消費者庁は「我が国の健康課題（食塩過剰摂取）および消費者アンケートの結果」を根拠に、区別して表示する方針を維持しました。

¹⁷ 消費者庁食品表示課・前掲注 10) 4 頁。

進法における特別用途食品のうち病者用食品（例えば、低たんぱく質食品、アレルギー除去食品、総合栄養食品、経口補水液（個別評価型））、酒税法における酒類は対象外とされています¹⁸。

(4) 販売時と摂取時の量にかい離が生じる食品の取扱い¹⁹

FOPNL では、栄養成分表示と同様に販売される状態における可食部分の栄養成分等の量を表示し、栄養成分表示の値と一致させることが望ましいですが、調理によって栄養分量が変化する特定の食品²⁰（お茶、カップ麺、シリアル等）については、摂取時の状態における量を表示することが望ましいとされます。

ただし、複雑な調理（牛乳に溶かしてから飲む調整ココア、牛乳・卵を加えて焼成調理するケーキミックス等）については、原則として販売時の状態を表示するとの整理がされました²¹。

3. 実務上の留意点

(1) 義務表示との整合性と「1食分」の設定

パブリック・コメントでは、容器包装の裏面に記載される栄養成分表示（100g 当たり等）と FOPNL（1食分）の単位不一致を懸念する声がありました²²。この点、本ガイドラインでは、「食品単位については、栄養成分表示と一致させることが望ましいが、困難な場合は、少なくとも日本版包装前面栄養表示に用いる食品単位については、当該食品の1食分とする」こととされました²³。なお、この場合は設定根拠を合理的に説明できるよう根拠資料を保管しなければなりません²⁴。

¹⁸ 消費者庁食品表示課・前掲注 10) 3-4 頁。

¹⁹ 消費者庁食品表示課・前掲注 10) 7 頁。

²⁰ 消費者庁食品表示課・前掲注 10) 7 頁には、水で抽出するもの（例：茶葉、コーヒー豆等）、水で希釈するもの（例：濃縮ドリンク等）、水で塩抜きするもの（例：塩蔵わかめ、塩蔵くらげ等）、湯切りするもの（例：カップ焼きそば、生麺等）、一般的に牛乳等の単品を加えるもの（例：ココア、シリアル等）が挙げられています。

²¹ 消費者食品表示課・前掲注 6) 25-26 頁。

²² 消費者庁食品表示課・前掲注 6) 13 頁。

²³ 消費者庁食品表示課・前掲注 10) 4 頁。

²⁴ 消費者庁食品表示課・前掲注 11) 問 7。

(2) その他 FOPNL の数値の取扱い

その他に、容器包装の裏面表示の記載方法に応じた以下の FOPNL 表記ルールを押さえておく必要があります。

- **「0」表示:** 裏面の栄養成分表示が「0」の場合、FOPNL も「0」と表示することは、栄養強調表示（食品表示基準 7 条）に該当するものではなく、推定値の表示は可能とされています²⁵。
- **幅表示の扱い:** 裏面の栄養成分表示が「下限値～上限値」で表示されている場合、FOPNL は中央値等の「一定の値」で表示することが望ましいとされています²⁶。
- **未満表示:** カロリーが 1kcal 未満などの場合、「<1kcal」のような不等号を用いた表示も許容されます²⁷。

(3) 既存の独自表示の継続

既に自社独自の FOPNL 等自主的な取組みを導入している食品関連事業者等について、消費者庁は「当面の間は維持できる」とし、本ガイドラインの公表に伴い直ちに様式の変更等を求めるものではないとの見解を示しました²⁸。

4. 今後の見通し

(1) 普及啓発資料の整備²⁹

パブリック・コメントでは、「『摂取時の状態における栄養成分等の量を表示する場合』の具体的な表示例を示してほしい。」³⁰や、「『〈参考情報〉日本版包装前面栄養表示ガイドラインに関する Q&A（案）』の問 6 に対し、具体的な表示方法が示されない場合、事業者毎のオリジナルの表

²⁵ 消費者庁食品表示課・前掲注 6) 28 頁。

²⁶ 消費者庁食品表示課・前掲注 11) 問 9。

²⁷ 消費者庁食品表示課・前掲注 11) 問 10。

²⁸ 消費者庁食品表示課・前掲注 10) 8 頁。

²⁹ 消費者庁食品表示課・前掲注 9) 20 頁。

³⁰ 消費者庁食品表示課・前掲注 6) 25 頁。

示が増えるおそれがあるため、表示方法を例示してほしい。」³¹等の意見が寄せられました。消費者庁は、本ガイドライン公表後、具体例を含んだ普及啓発資料を公表する予定とのことです。

(2) ガイドラインの見直しの可能性

今後、消費者が食品関連事業者等の自主的な取組における表示を栄養強調表示と誤認する等、混乱が生じた場合には、規制的な措置（食品表示基準への位置づけや栄養強調表示の取扱いの整理等）を含め、本ガイドラインの見直しが検討される方針です³²。

³¹ 消費者庁食品表示課・前掲注 6) 29 頁。

³² 消費者庁食品表示課・前掲注 10) 8-9 頁。

A&Sニュースレター「時事トピック」シリーズでは、A&S所属の若手弁護士有志が、新しいリーガル・トピックについて解説します。

執筆者

弁護士 長内陸（アソシエイト、第一東京弁護士会）

Email: riku.osanai@aplaw.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 時事トピック執筆チーム

Email: jijji-topics@aplaw.jp

当事務所のニュースレターをご希望の方はニュースレター配信申込フォームよりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーはこちらよりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したのではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階 
ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 	ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany 
ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 	ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam 	